

河川維持業務 特記仕様書

第1条 施工管理等

1. 業務写真は同一箇所から施工前・施工状況・施工後を対比できるように撮影し、撮影箇所は3箇所以上とすること。また、積込運搬状況・処分場搬入状況についても撮影すること。
2. 土砂等の搬出完了時には出来形図及び数量表を提出し、監督員の立会を受けること。
3. 施工後に再度堆積した場合等、監督員の出来形確認を実施している箇所については、再施工義務の対象外とする。

第2条 土砂の運搬等

1. 土砂等の搬出先については、下記のとおりとする。

搬出先	海陽町宮奥馬谷残土処分場
所在地	海部郡海陽町大里字奥馬谷

注：搬出に当たっては、搬出先の管理者の指示に従うこと。

2. 受注者は、土砂の搬出に先立ち、処分場管理者（海陽町）と搬出日等についての確認調整を行うこと。
3. 受注者は、土砂搬出に係る必要な手続きを行うものとし、書類等について監督員が提出を求めたものについては、その書類（写し可）を提出しなければならない。

第3条 準備工等により発生した除草伐木等の処分

1. 受注者は、本業務の実施にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
2. 受注者は、準備工等により発生した除草伐木の廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、海陽町の一般廃棄物処理業（収集・運搬）及び一般廃棄物再生利用業の許可業者と契約しなければならない。

第4条 その他

1. 上記以外で疑義のあるものについては監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
2. 現場着手前に浅川漁協に作業実施の報告をすること。